

no.	Q	質問	小質問	最終回答
1	1-1	上記【想定対象サービス】欄に挙げたもの以外に、貴社又は貴社の関係会社が事業運営上必要とするサービスとして、以下の①～③のいずれにも当てはまるもの(上記【想定対象サービス】欄に記載の類型以外を含む)があれば、御教示下さい。	①インターネットを通じ、日本国内の不特定の者によって提供されることを目的としてコンテンツ(文字・画像・映像・音声など)を媒介・送信するものであること。 ② 上記①のコンテンツに自社以外の第三者が作成・投稿したものが含まれること。 ③ 広告収入を主たる運営基盤としていること	ビッグパーティ ※基本的な対応方針はブログと変わらないため、特にビッグパーティのみに関する箇所はその旨特記の上で説明する
2	1-1			
3	1-1			
4	2-1	対象サービスのうち、コンテンツの投稿に当たって利用者登録が必要なものについては、日本国内における(※1)最近の月間アクティブユーザー数(※2)として把握している数字を、いつの時点の数字かと併せて御教示下さい。 ※1 後記Q2～4参照。 ※2 1か月間に対象サービスに1度もアクセスした利用者の数。		会員数約6500万 MAU約2900万
5	2-2	対象サービスのうち、コンテンツの投稿に当たって利用者登録が不要なものについては、日本国内における(※)最近の月間合計投稿数として把握している数字を、いつの時点の数字かと併せて御教示下さい。 ※ 後記Q2～4参照。		ブログのコメント機能
6	2-3	Q2-1及び2-2いずれの数字も把握していない対象サービスについては、日本国内における(※)事業規模を示す数字として把握しているその他の数字(登録ユーザー数など、推計値でも可)を御教示下さい。 ※ 後記Q2～4参照。		
7	2-4	Q2-1～2-5で御回答頂いた数字について、「日本国内における」数字であると整理された理由・基準を御教示下さい。 例:利用者登録時に入力された住所、投稿言語、投稿時の位置情報など		・弊社が取得しているアクセスログに基づく ・97%が日本国内の利用者
8	3-1	対象サービス上で日本国内における(※1)偽・誤情報(※2)の流通・拡散への対応について、次の3点を御教示下さい(※3)。 ※1 文字や音声については少なくとも日本語を含むもの、画像や映像については日本に関連する人物・場所等の画像。 ※2 偽・誤情報の定義を御教示下さい。それ以外の基準により「日本国内における」実態を把握している場合は、当該基準を御教示下さい。以下、「日本国内における」「日本国内において」「日本に関する」とある箇所につき同様。 ※3 ここで述べたこととは別に、内容や発信主体等に関して虚偽や誤解を招く事項を含む情報をお答え下さい。 ※3 既に公開している規約、ポリシー、ガイドライン等(以下「規約等」)の中で説明している場合は、当該規約等のタイトル及びURLを併記して、該当箇所を御教示下さい。	(1)何らかの対応が必要と考える「偽・誤情報」の範囲(定義)・類型 例:虚偽関係、健康・医療関係、選挙・政治関係、国際紛争関係、青少年関係、自殺誘発関係、犯罪(詐欺など)誘発関係、テロ・テロ脅威など	医療関係、自殺誘発関係、犯罪(詐欺など)誘発関係などの法令に反する投稿
9	3-1		(2)上記(1)の類型ごとに想定される典型事例	医療関係—関連法規に違反するもの 自殺誘発関係—自殺予告 犯罪(詐欺など)誘発関係—犯罪行為の呼びかけ・募金 削除対応 以下の利用規約に基づいて実施しています。
10	3-1		(3)上記(1)の類型ごとの具体的な対応方法	Ameba利用規約 https://helps.ameba.jp/rules/post_104.html 第13条(禁止事項)
11	3-2	Q3-1で御回答頂いた対応方針の背景となる基本的な考え方(重視している価値や哲学)があれば、御教示下さい。	例:削除、アカウント停止、表示順位の降格、収益不能化、アクセス不能化、警告表示、ラベリング、アカウントチェック結果の表示、投稿時の法記の義務付けなど	1-1(1) 殺害・虐待・自殺・自殺行為を肯定・勧誘あるいは助長するまたはそのおそれのある内容(殺害・自殺の方法などを送信する行為を含む) ① 違法薬物、火器・けん銃など違法武器、爆発物の製造、売買等、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、傷害、詐欺、窃盗等の犯罪 ② 犯罪その他の法令違反行為を推奨、肯定、もしくは助長する等、社会的に有害であるもの、またはそのおそれのある行為、表現・内容の送信等 ③ その他、法令もしくは公序良俗に違反するもの、またはそのおそれのある行為、表現・内容の送信等
12	3-3	Q3-1で御回答頂いた対応方針について、定期的な見直しや外部有識者・第三者機関等によるレビューを行っている場合	(1)当該見直し・レビューの頻度・タイミング	Ameba利用規約に明記しているものが基本的な方針です https://helps.ameba.jp/rules/post_104.html
13	3-3	Q3-1で御回答頂いた対応方針の対象となる偽・誤情報(日本国内において流通するもの)に限り、以下【対象偽・誤情報】の流通・拡散に際し、Q3-1(3)で御回答頂いた対応(以下「モレレーション等」)を実施した場合、実施の事実や理由を当該対象偽・誤情報の発信者(投稿者)に通知し、又は発信者(投稿者)の知り得る状態に置いている場合、その方法(※1)、言語及び内容(※2)を御教示下さい。	(2)レビューの実施主体を御教示下さい。	外部有識者・第三者機関等によるレビューは行っていませんが、犯罪の傾向等時流に合わせた見直しを実施 削除対応実施部門
14	4-1	※1 例えば、書面、電子メール、対象サービス上での表示など。 ※2 例えば、モレレーション等を実施した事実及び理由のほか、後記5の第三者通報によるものか、第三者通報を待たず、自社で検知・対応したものとといった実施の経緯や、Q4-3の苦情・不服申立て受付窓口に関する情報など。		対処した投稿全てに対してではないもの、必要に応じて提供サービス内で利用可能なメッセージにて違反投稿を削除した旨を通知しています。 また、違反投稿を行った投稿者専用ではないものの、広く利用からの問い合わせを受け付ける窓口(お問い合わせフォーム)を設置しています。
15	4-2	対象偽・誤情報の流通・拡散に対して実施したモレレーション等について、当該対象偽・誤情報の発信者(投稿者)からの苦情や不服申立てを受け付ける窓口を設置している場合、当該窓口に関し、次の3点を御教示下さい。	(1)苦情・不服申立ての受付方法	お問い合わせフォーム(メール) https://helps.ameba.jp/inquiry.html
16	4-2		※ 日本語による苦情・不服申立てを受け付けているか否か	受け付けています
17	4-2		(3)窓口情報を日本語で公開している場合はその方法 ※ オンライン上で公開している場合はURLを併記下さい。	お問い合わせフォーム(メール) https://helps.ameba.jp/inquiry.html
18	4-3	Q4-2で窓口を設置しているか否かにかかわらず、対象偽・誤情報の流通・拡散に対して実施したモレレーション等について、当該対象偽・誤情報の発信者(投稿者)から日本語で苦情や不服申立てを受けた場合における対応(以下「日本語苦情等対応」)(※1)に関し、次の8点を御教示下さい。 ※1 苦情・不服申立て内容の合理性や問題となったモレレーション等の適否を調査・判断し、場合によってはモレレーション等を撤回するなどの対応を指します。 ※2 問題となったモレレーション等が後記5の第三者通報によるものか、第三者通報を待たず、自社で検知・対応したものとといった実施の経緯によって御回答内容が異なる場合は、当該実施の経緯に御教示下さい。	(1)日本語苦情等対応が可能な人員として常用している人数	約10名
19	4-3		(2)日本語苦情等対応にAIその他の機械的手段を利用している場合は、当該手段の概要及び利用手順(どのようなケースで用いるのかなど)	AIその他の機械的手段は利用していません。
20	4-3		(3)日本語苦情等対応にファクトチェック機関やメディア(新聞・放送)を関係させている場合は、当該機関等の名称及び関係手順(どのようなケースで関係させており、その意思等を日本語苦情等対応へどのように反映させているのかなど)	そのような関係はありません
21	4-3		(4)上記(3)以外の外部有識者・団体を日本語苦情等対応に関与させている場合は、当該外部有識者・団体の名称及び関係手順(どのようなケースで関係させており、その意思等を日本語苦情等対応へどのように反映させているのかなど)	そのような関係はありません
22	4-3		(5)日本語苦情等対応の開始から完了までの目標期間(「開始」及び「完了」の定義を含む)	メール着信時を開始時間とし、最終的な回答メール送信時を完了時間としています。開始から完了まで24時間を目処にしています。(目標)
23	4-3		(6)日本語苦情等対応の結果を発信者(投稿者)に通知し、又は発信者(投稿者)の知り得る状態に置いている場合は、その方法、言語及び内容	メールをいただいた場合は、日本語にてメール返信を結果を回答しています。
24	4-3		(7)日本語苦情等対応の結果に対する再審査制度を設けている場合は、その概要(日本語による再審査要求を受け付けているか否か、及び外部有識者や第三者機関を関係させている場合はその詳細を含む)	再審査制度は設けていません。
25	4-3		(8)特定の発信者(投稿者)(※)からの日本語による苦情・不服申立てを優先的に取り扱うこととしている場合は、当該発信者(投稿者)の類型及び具体的な優先的取扱いの内容	警察署からの連絡については、専用の窓口をお伝えしております。
26	4-4	Q4-3で御回答頂いた内容を公開している場合は、その方法(※)を御教示下さい。 ※ オンライン上で公開している場合はURLを併記下さい。		公開していません。
27	5-1	対象偽・誤情報の流通・拡散について、それにより権利を侵害されている者及び発信者(投稿者)以外の第三者からの通報(以下「第三者通報」)を受け付ける窓口を設置している場合、当該窓口に関し、次の4点を御教示下さい。	(1)受け付けている通報手段(※)	通報フォーム https://cs.ameba.jp/inquiry/vio
28	5-1		※ 例えば、オンラインフォーム、書面、電子メール、電話など、なお、予め定められている申請フォーマットがある場合は、当該フォーマットを添付(又はURLを併記)下さい。	※お問い合わせフォーム(メール)から報告を受けた場合も確認いたします https://helps.ameba.jp/inquiry.html
29	5-1		(2)通報できる主体に限定を設けている場合は、当該主体 例:利用者登録済みユーザー、ログイン済みユーザー、国家・裁判所、行政機関、地方公共団体、国際機関、専門機関、ファクトチェック機関など	特に制限はなく、会員でなくても可能です
30	5-1		(3)日本語による通報を受け付けているか否か	日本語による通報が可能です 通報フォーム https://cs.ameba.jp/inquiry/vio
31	5-2		(4)窓口情報を日本語で公開している場合はその方法(※) ※ オンライン上で公開している場合はURLを併記下さい。	※お問い合わせフォーム(メール)から報告を受けた場合も確認いたします https://helps.ameba.jp/inquiry.html
32	5-2		(1)日本語通報対応が可能な人員として常用している人数	約15名
32	5-2		(2)日本語通報対応にAIその他の機械的手段を利用している場合は、当該手段の概要及び利用手順(どのようなケースで用いるのかなど)	AIその他の機械的手段は利用していません。

no.	Q	質問	小質問	最終回答
33	5-2		(3) 日本語通報対応にファクトチェック機関やマスメディア(新聞・放送)を関与させている場合は、当該機関等の名称及び関与手順(どのようなケースで関与させており、その意見等を日本語通報対応へどのように反映しているのかなど)	そのような関与はありません
34	5-2		(4) 上記(3)以外の外部有識者(団体を日本語通報対応に關与させている場合は、当該外部有識者(団体の名称及び関与手順(どのようなケースで関与させており、その意見等を日本語通報対応へどのように反映しているのかなど))	そのような関与はありません
35	5-2		(5) 日本語通報対応の開始から完了までの目標期間を定めている場合は、当該目標期間(開始及び完了の定義を含む)	通報着信時を開始時間とし、確認・対応が必要な場合の削除対応完了時を完了時間としています。開始から完了まで24時間を目標にしています。
36	5-2		(6) 日本語通報対応の結果を通報者に通知し、又は通報者の知り得る状態に置いている場合は、当該通報の方法、意識及び内容	通報に関しては報告フォームで受け付けており、報告者の連絡先をいたいたくないという回答ができない仕組みになっています。
37	5-2		(7) 日本語通報対応の有無・内容に関し、通報者からの不服申立てや問合せがあったときの専用窓口や処理手続を定めている場合は、その概要(日本語による不服申立て・問合せを受け付けているか否か、及び外部有識者や第三者機関を関与させている場合はその詳細を含む)	再審査制度は設けていません。
38	5-2		(8) 特定の通報主体(※)からの日本語による通報を優先的に取り扱うこととしている場合は、当該通報主体の種類及び具体的な優先的取扱いの内容 ※ 例えば、国会、裁判所、行政機関、地方公共団体、警察機関、専門機関、ファクトチェック機関など	警察署からの通報については、専用の窓口をお伝えしております。
39	5-3	対象偽・誤情報の流通・拡散について、第三者通報を持たずに検知・対応(以下「検知・対応」)(※1)することができる場合、次の5点を御指示下さい(※2)。 ※1 検知内容の合理性やモデレーション等の必要性を調査・判断し、場合によってはモデレーション等を実施するなどの対応を含みます。 ※2 対象偽・誤情報の種類(Q3-1(1)参照)ごとに異なる場合は当該類型別に御指示下さい。	(1) 検知・対応に向けた調査を実施する頻度・ケース	対象偽・誤情報になる恐れのある記事に注意喚起文言を追加しております。 基本的には当事者や関係者からの問い合わせや通報をもとに確認を行っています(ブラウザのみ?確認)
40	5-3		(2) 検知・対応にAIその他の機械的手段を利用している場合は、当該手段の種類及び利用手順(どのようなケース・頻度で用いるのかなど)	関連ワードを抽出し自動で表示 市況感を鑑みて、関連ワードを追加
41	5-3		(3) 検知・対応にファクトチェック機関やマスメディア(新聞・放送)を関与させている場合は、当該機関等の名称及び関与手順(どのようなケースで関与させており、その意見等を日本語通報対応へどのように反映しているのかなど)	そのような関与はありません
42	5-3		(4) 上記(3)以外の外部有識者(団体を検知・対応に關与させている場合は、当該外部有識者(団体の名称及び関与手順(どのようなケースで関与させており、その意見等を日本語通報対応へどのように反映しているのかなど))	そのような関与はありません
43	5-3		(5) 検知してからモデレーション等を実施するまで(モデレーション等を実施しない場合は実施しない旨決定するまで)の目標期間を定めている場合は、当該目標期間	そのような関与はありません
44	5-4	Q5-2及び5-3で御回答頂いた内容を公開している場合は、その方法(※)を御指示下さい。 ※ オンライン上で公開している場合はURLを付記下さい。 2022年中及び2023年中それぞれに関する(※1)次の20点)として把握している数字があれば、御指示下さい(※2)。	(1) 対象偽・誤情報(※)についてモデレーション等を実施した件数	公開していません。
45	6-1	※1 別の種類の数字のみ回答可能な場合は、期間を明示した上で当該数字を御指示下さい。 ※2 可能であれば、対象偽・誤情報の類型別(Q3-1(1)参照)、モデレーション等の方法別(同(3)参照)の数字も併せて御指示下さい。また、可能であれば、(9)～(12)については通報主体別(Q5-1(2)参照)、(18)～(19)については発信者(投稿者)の類型別の数字も併せて御指示下さい。	※ Q4-1の通り、対象偽・誤情報は日本国内において流通するものに限りますが、対象偽・誤情報に関する数字を把握していない場合は、何らかの推計値や、対象偽・誤情報に関する数字を含むものと思われる別の数字を把握しているときは、どのような数字であるか明示頂いた上で当該数字を御回答下さい。以下同じ。 (2) 上記(1)のうち、AIその他の機械的手段のみの把握した件数 (3) 上記(1)のうち、AIその他の機械的手段と人間の手続を併せてモデレーション等を実施した(第三者通報への対応過程でAIその他の機械的手段を利用した場合は含む)件数 (4) 上記(3)のうち、AIその他の機械的手段による判断結果に誤りがあることが事後的に判明した(上記(3)において人間の手によって修正された場合は含む)件数 (5) 上記(1)のうち、ファクトチェック機関の意見等を反映してモデレーション等を実施した件数 (6) 上記(1)のうち、マスメディアの意見等を反映してモデレーション等を実施した件数 (7) 上記(1)のうち、上記(5)～(6)以外の外部有識者・団体の意見等を反映してモデレーション等を実施した件数 (8) 上記(5)～(7)のうち、ファクトチェック機関、マスメディアその他の外部有識者・団体の意見等に誤りがあることが事後的に判明した件数 (9) 対象偽・誤情報に関する日本語による(※)第三者通報の総数 ※ 日本語による第三者通報の件数を把握していない場合は、言語以外の基準により日本国内における同様の数字として把握している数字があるときは、当該基準を明示頂いた上で当該数字を御回答下さい(推計も含まれません)。また、そのような数字も把握していない場合で、日本国内における数字を含むものと思われる別の数字を把握しているときは、どの種類の数字であるか明示頂いた上で当該数字を御回答下さい。以下同じ。 (10) 上記(9)の第三者通報を突破して対象偽・誤情報についてモデレーション等を実施した件数 (11) 上記(9)の第三者通報を受け付けてからモデレーション等を実施するまで(モデレーション等を実施しない場合は実施しない旨決定するまで)に要した期間の平均値 (12) 上記(9)のうち、モデレーション等の有無・内容に関し、通報者からの不服申立てや問合せがあった件数 (13) Q4-2の窓口への対象偽・誤情報に関する発信者(投稿者)からの日本語による(※)苦情・不服申立ての件数 ※ 日本語による苦情・不服申立ての件数を把握していない場合は、言語以外の基準により日本国内における同様の数字として把握している数字があるときは、当該基準を明示頂いた上で当該数字を御回答下さい(推計も含まれません)。また、そのような数字も把握していない場合で、日本国内における数字を含むものと思われる別の数字を把握しているときは、どの種類の数字であるか明示頂いた上で当該数字を御回答下さい。以下同じ。 (14) Q4-2の窓口以外を通じた対象偽・誤情報に関する発信者(投稿者)からの日本語による苦情・不服申立ての件数 (15) 上記(13)～(14)のうち、当該苦情・不服申立てに基づき、問題となったモデレーション等を撤回した件数 (16) 上記(13)～(14)の苦情・不服申立てを受け付けてから、問題となったモデレーション等を撤回するまで(撤回しない場合は撤回しない旨決定するまで)に要した期間の平均値 (17) 上記(13)～(14)のうち、Q4-3(7)の再審査要求があった件数 (18) 上記(13)～(14)のうち、Q4-3(8)の類型に該当する特定の発信者(投稿者)による苦情・不服申立ての件数 (19) 上記(18)の苦情・不服申立てを受け付けてから、問題となったモデレーション等を撤回するまで(撤回しない場合は撤回しない旨決定するまで)に要した期間の平均値 (20) モデレーション等の有無・内容に関し、発信者(投稿者)、通報者との間で、訴訟・仲裁・調停など裁判所等の外部紛争解決機関が関与する手続に発展した件数	削除・非表示件数に関しては、月間で約3000件になります。 (ブログ記事約1000件、ブログ記事についてのコメント約200件)
46	6-1		(1) 対象偽・誤情報(※)についてモデレーション等を実施した件数	—
47	6-1		(2) 上記(1)のうち、AIその他の機械的手段のみの把握した件数	—
48	6-1		(3) 上記(1)のうち、AIその他の機械的手段と人間の手続を併せてモデレーション等を実施した(第三者通報への対応過程でAIその他の機械的手段を利用した場合は含む)件数	—
49	6-1		(4) 上記(3)のうち、AIその他の機械的手段による判断結果に誤りがあることが事後的に判明した(上記(3)において人間の手によって修正された場合は含む)件数	—
50	6-1		(5) 上記(1)のうち、ファクトチェック機関の意見等を反映してモデレーション等を実施した件数	—
51	6-1		(6) 上記(1)のうち、マスメディアの意見等を反映してモデレーション等を実施した件数	—
52	6-1		(7) 上記(1)のうち、上記(5)～(6)以外の外部有識者・団体の意見等を反映してモデレーション等を実施した件数	—
53	6-1		(8) 上記(5)～(7)のうち、ファクトチェック機関、マスメディアその他の外部有識者・団体の意見等に誤りがあることが事後的に判明した件数 (9) 対象偽・誤情報に関する日本語による(※)第三者通報の総数 ※ 日本語による第三者通報の件数を把握していない場合は、言語以外の基準により日本国内における同様の数字として把握している数字があるときは、当該基準を明示頂いた上で当該数字を御回答下さい(推計も含まれません)。また、そのような数字も把握していない場合で、日本国内における数字を含むものと思われる別の数字を把握しているときは、どの種類の数字であるか明示頂いた上で当該数字を御回答下さい。以下同じ。 (10) 上記(9)の第三者通報を突破して対象偽・誤情報についてモデレーション等を実施した件数 (11) 上記(9)の第三者通報を受け付けてからモデレーション等を実施するまで(モデレーション等を実施しない場合は実施しない旨決定するまで)に要した期間の平均値 (12) 上記(9)のうち、モデレーション等の有無・内容に関し、通報者からの不服申立てや問合せがあった件数 (13) Q4-2の窓口への対象偽・誤情報に関する発信者(投稿者)からの日本語による(※)苦情・不服申立ての件数 ※ 日本語による苦情・不服申立ての件数を把握していない場合は、言語以外の基準により日本国内における同様の数字として把握している数字があるときは、当該基準を明示頂いた上で当該数字を御回答下さい(推計も含まれません)。また、そのような数字も把握していない場合で、日本国内における数字を含むものと思われる別の数字を把握しているときは、どの種類の数字であるか明示頂いた上で当該数字を御回答下さい。以下同じ。 (14) Q4-2の窓口以外を通じた対象偽・誤情報に関する発信者(投稿者)からの日本語による苦情・不服申立ての件数 (15) 上記(13)～(14)のうち、当該苦情・不服申立てに基づき、問題となったモデレーション等を撤回した件数 (16) 上記(13)～(14)の苦情・不服申立てを受け付けてから、問題となったモデレーション等を撤回するまで(撤回しない場合は撤回しない旨決定するまで)に要した期間の平均値 (17) 上記(13)～(14)のうち、Q4-3(7)の再審査要求があった件数 (18) 上記(13)～(14)のうち、Q4-3(8)の類型に該当する特定の発信者(投稿者)による苦情・不服申立ての件数 (19) 上記(18)の苦情・不服申立てを受け付けてから、問題となったモデレーション等を撤回するまで(撤回しない場合は撤回しない旨決定するまで)に要した期間の平均値 (20) モデレーション等の有無・内容に関し、発信者(投稿者)、通報者との間で、訴訟・仲裁・調停など裁判所等の外部紛争解決機関が関与する手続に発展した件数	—
54	6-1		(10) 上記(9)の第三者通報を突破して対象偽・誤情報についてモデレーション等を実施した件数	—
55	6-1		(11) 上記(9)の第三者通報を受け付けてからモデレーション等を実施するまで(モデレーション等を実施しない場合は実施しない旨決定するまで)に要した期間の平均値	—
56	6-1		(12) 上記(9)のうち、モデレーション等の有無・内容に関し、通報者からの不服申立てや問合せがあった件数	—
57	6-1		(13) Q4-2の窓口への対象偽・誤情報に関する発信者(投稿者)からの日本語による(※)苦情・不服申立ての件数 ※ 日本語による苦情・不服申立ての件数を把握していない場合は、言語以外の基準により日本国内における同様の数字として把握している数字があるときは、当該基準を明示頂いた上で当該数字を御回答下さい(推計も含まれません)。また、そのような数字も把握していない場合で、日本国内における数字を含むものと思われる別の数字を把握しているときは、どの種類の数字であるか明示頂いた上で当該数字を御回答下さい。以下同じ。 (14) Q4-2の窓口以外を通じた対象偽・誤情報に関する発信者(投稿者)からの日本語による苦情・不服申立ての件数 (15) 上記(13)～(14)のうち、当該苦情・不服申立てに基づき、問題となったモデレーション等を撤回した件数 (16) 上記(13)～(14)の苦情・不服申立てを受け付けてから、問題となったモデレーション等を撤回するまで(撤回しない場合は撤回しない旨決定するまで)に要した期間の平均値 (17) 上記(13)～(14)のうち、Q4-3(7)の再審査要求があった件数 (18) 上記(13)～(14)のうち、Q4-3(8)の類型に該当する特定の発信者(投稿者)による苦情・不服申立ての件数 (19) 上記(18)の苦情・不服申立てを受け付けてから、問題となったモデレーション等を撤回するまで(撤回しない場合は撤回しない旨決定するまで)に要した期間の平均値 (20) モデレーション等の有無・内容に関し、発信者(投稿者)、通報者との間で、訴訟・仲裁・調停など裁判所等の外部紛争解決機関が関与する手続に発展した件数	—
58	6-1		(14) Q4-2の窓口以外を通じた対象偽・誤情報に関する発信者(投稿者)からの日本語による苦情・不服申立ての件数	—
59	6-1		(15) 上記(13)～(14)のうち、当該苦情・不服申立てに基づき、問題となったモデレーション等を撤回した件数	—
60	6-1		(16) 上記(13)～(14)の苦情・不服申立てを受け付けてから、問題となったモデレーション等を撤回するまで(撤回しない場合は撤回しない旨決定するまで)に要した期間の平均値	—
61	6-1		(17) 上記(13)～(14)のうち、Q4-3(7)の再審査要求があった件数	—
62	6-1		(18) 上記(13)～(14)のうち、Q4-3(8)の類型に該当する特定の発信者(投稿者)による苦情・不服申立ての件数	—
63	6-1		(19) 上記(18)の苦情・不服申立てを受け付けてから、問題となったモデレーション等を撤回するまで(撤回しない場合は撤回しない旨決定するまで)に要した期間の平均値	—
64	6-1		(20) モデレーション等の有無・内容に関し、発信者(投稿者)、通報者との間で、訴訟・仲裁・調停など裁判所等の外部紛争解決機関が関与する手続に発展した件数	—
65	6-1			—
66	6-2	Q6-1で御回答頂いた数字について、いわゆる透明性レポート等の形で公開している場合は、その方法(※)と頻度(例えば、年1回など)を御指示下さい。 ※ オンライン上で公開している場合はURLを付記下さい。		—
67	7-1	2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に関連する偽・誤情報の流通・拡散に対する取組状況を御指示下さい。特に、現時点までモデレーション等を実施した主なコンテンツとモデレーション等の方法別(Q3-1(3)参照)件数を御指示下さい。 令和6年能登半島地震に関連するコンテンツのうち、その内容が誤りであるとするファクトチェック機関のファクトチェック記事が存在するコンテンツについて、Q7-1で御回答頂いた件数に含まれる場合は、当該件数を御指示下さい。		特に行っていないが必要と判断すれば検討・実施していく
68	7-2	令和6年能登半島地震に関連する偽・誤情報の流通・拡散への対応として、上記4及び5にて御回答頂いた回答と比べて体制を強化した場合は、強化した内容を御指示下さい。		実施していない
69	7-3	※ 例えば、行政機関窓口の設置、モデレーション等を担当する人員の増強など。 令和6年能登半島地震に関連する偽・誤情報の流通・拡散への対応に関し、他の事業者、ファクトチェック機関その他のファクトチェック関連団体又は日本の行政機関(※)との間で情報共有等の連携を実施している場合は、その詳細を御指示下さい。 ※ 例えば、内閣府(防災担当)、警察庁など。		強化していない
70	7-4			実施していない

no.	Q	質問	小質問	最終回答
71	7-5	地震その他の災害に関連する偽・誤情報の流通・拡散への対応に関し、今後(さらに)体制を強化する予定・余地があれば、強化する内容を御教示下さい。		強化する予定は特になし
72	7-6	地震その他の災害に関連する偽・誤情報の流通・拡散への対応に関し、支援となっているものがございましたら、詳細御教示下さい。		スルムであることを理由にして記事の削除をすることは比較的容易だが、偽・誤情報であることを理由に記事を削除することが難しい。理由として大抵のことは記事のチェック能力を有していないことと投稿される記事の件数が膨大であること。
73	8-1	対象偽・誤情報を含む対象サービス上で表示される日本語のコンテンツについて、アルゴリズムを用いてモデレーション等の要否・内容を自動的に決定している場合、当該決定に当たって用いられる主なパラメータ及び当該決定の過程(当該パラメータが当該決定にどのように寄与しているのかなど)を御教示下さい。		規約違反と思われる不適切なキーワードを含む記事やコメントの抽出 規約違反と思われる不適切な画像の抽出 (過去の違反データを数値化し近似している画像を抽出し目視)
74	8-2	Q8-1で御回答頂いたパラメータを用いてモデレーション等の要否・内容を自動的に決定していることについて、既に公開している規約等の中で説明している場合は、当該規約等のタイトル及びURLを付記して、該当箇所を御教示下さい。		説明していません
75	8-3	対象サービス上で表示される日本語のコンテンツ(広告を含みます)について、アルゴリズムを用いて表示先や表示順位等のコマンドの要否・内容を自動的に決定している場合、当該決定に当たって用いられる主なパラメータ及び当該決定の過程(当該パラメータが当該決定にどのように寄与しているのかなど)を御教示下さい。		①使用しているパラメータ ■コンテンツのデータとして使っているもの ブログジャンル ブログカテゴリ ブログのフォロー数 ブログの投稿記事数 ブログviewアングレング ブログのview数 記事のemail記載数 記事の記号記載数 記事の外部リンク記載数 記事内の画像添付数 記事のCandidate Generator 記事本文のテキストの長さ 記事本文のタイトルの長さ 記事ベクトル 記事コンテンツスコア 記事キーワード 記事のハッシュタグ ■ユーザーのデータとして使っているもの 閲覧ジャンル 閲覧記事スコア(CGスコア) 記事inview数 記事click数 アプリ利用日数 ユーザーベクトル ユーザーキーワード フォロー情報 「いいね」情報 プログラムのリアプレンス ②当該決定過程 - 以下の4つのロジックによって候補記事を選定 ①いいねやフォローを元に対象ユーザーと類似のユーザーを出し、その類似ユーザーに人気の記事を出す ②過去に読んだ記事に含まれるキーワードやハッシュタグと関連するkwやurlが含まれる記事を出す ③過去に読んだプログラムの中で最も読まない記事を出す ④ユーザーの嗜好性がわからないようなケースで比較的質の高いコンテンツを出す - 上記で出てきた候補記事の優先順位を「リンク」と呼ばれる範囲によって決定 - 同一の近い記事(偽情報を含む)はこの時点で候補から除外される
76	8-4	Q8-3で御回答頂いたパラメータを用いてコンテンツの表示先や表示順位等のコマンドの要否・内容を自動的に決定していることにつき、既に公開している規約等で説明している場合は、当該規約等のタイトル及びURLを付記し、該当箇所を御教示下さい。		説明していません
77	8-5	Q8-1及び8-3のアルゴリズムについて、透明性・アカウントリテラシー確保に向けた取組の一環として、特定の第三者(※1)に対して特定の目的(※2)で開示している場合、当該第三者の名称又は類型その他の詳細(※3)を御教示下さい。		開示していません
78	8-6	Q8-4で既に開示しているか否かにかかわらず、Q8-1及び8-3のアルゴリズムについて、今後、特定の第三者に対して特定の目的で開示することの可否・継続性に関するお考えがあれば、お聞かせ下さい。		必要に応じて開示を行う可能性はあります。
79	9-1	対象サービスのうち、広告収入を主たる運営基盤としているものについて、日本に関するコンテンツの発信者(投稿者)へ広告収入の分配を行っている場合、分配の基準を御教示下さい。特に、コンテンツのPV数やいいね、リポスト等の拡散性のある対象となつた数と一定の基準以外の定性的な基準(※)や、災害発生時を含む有事において適用される特別な基準が存在する場合は、当該定性的な基準や特別な基準を具体的に御教示下さい。※ 別表「コンテンツ上の偽・誤情報」が含まれる場合には基準となるPV数等から除外する、そのようなコンテンツには広告		PVIに基づき収益分配するプログラーは弊社基準による審査したオフィシャルプログラー・トッププログラーに限定されます。 規約に基づき違反をしたプログラーは収益分配権利を剥奪します。 アフィリエイトの場合は、本人情報を登録した上で、弊社基準により審査した登録者に限定されます。 PV収益分配と同様、規約に基づき違反をしたプログラーは収益分配権利を剥奪します。
80	9-2	Q9-1で御回答頂いた内容を公開したり、普及啓発に向けた取組を実施したりしている場合は、その方法・内容(※)を御教示下さい。		アフィリエイトに関しては、スタッフブログ等で普及啓発
81	10-1	上記4で御回答頂いたもののほか、対象サービスに関連してAIシステムを開発し、又は対象サービスにAIシステムを組み込んで第三者に提供し、若しくは自ら利用している事例がある場合は、その概要を御教示下さい。		ヘルプページチャットボット(質問への自動回答) 番組ラク(録立しと提案) ※その他あれば追加が必要
82	10-2	Q10-1で御回答頂いたAIシステムの開発・提供・利用に関し、総務省及び経済産業省が策定・公表した「AI事業者ガイドライン」(※1)において、「生成AIによって、内容が真実・公平であるかのように装った情報を誰でも作成できるようになり、AIが生じた偽情報・誤情報・偏向情報が社会を不安定化・混乱させるリスクが高まっていることを懸念した上で、必要に応じて対策を講ずることが求められていることを受けて、何らかの対策(※2)を講じている場合は、その概要を御教示下さい。		行っていません
83	10-3	※1 AI戦略会議第7回(2023年12月21日)資料1-3 https://www.dco.go.jp/csl/cslmain_senryaku/7ai/sgaidrain.pdf ※2 例えば、生成AIが事業と異なることをもとに回答する(ハルシネーション)リスクへの対策としての開発上の工夫、AIシステム提供時におけるハルシネーションリスクに関する透明性・アカウントリテラシー確保の取組(ユーザーへの情報開示等)、AI学習過程を含む開発メンバーや提供先・利用者のリテラシー向上に向けた取組など。		行っていません
84	10-4	対象サービス上でAIが生成した日本に関するコンテンツが投稿された場合に、これを検知するツールや、投稿時のラベリングを投稿者に義務付ける規約等を導入している場合は、その詳細及び実効性担保に向けた工夫(もしあれば)を御教示下さい。		行っていません
85	11-1	上記4及び5で御回答頂いたもののほか、日本国内に所在するファクトチェック機関その他のファクトチェック関連団体(※1)との間で連携・協力に向けた取組(※2)を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。 ※1 日本国内に向けたサービスを提供する等の活動をしているものを含みます。 ※2 例えば、情報共有、資金援助、共同開発その他の技術提供・実証など。		行っていません
86	11-2	ファクトチェック機関その他のファクトチェック関連団体との連携・協力に向けた取組に際し、支援となっているものがございましたら、詳細御教示下さい。		行っていません
87	11-3	その他、日本国内におけるファクトチェックの推進の観点から行っている具体的な取組(※)があれば、詳細御教示下さい。 ※ 例えば、ファクトチェックを容易にするツールの開発・提供、ファクトチェックを実施する人材の育成など。		行っていません
88	12-1	上記4及び5で御回答頂いたもののほか、日本国内に所在するマスメディア(新聞・放送)(※1)との間で連携・協力に向けた取組(※2)を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。 ※1 日本国内で活動しているものを含みます。 ※2 例えば、情報・ノウハウの共有、資金援助、人材交流、対象サービス上のコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援など。		行っていません
89	12-2	マスメディアとの連携・協力に向けた取組に際し、支援となっているものがございましたら、詳細御教示下さい。		行っていません
90	13-1	日本国内に所在する教育機関・普及啓発機関や消費者団体・利用者団体(※1)との間で連携・協力に向けた取組(※2)を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。 ※1 日本国内で活動しているものを含みます。 ※2 例えば、対象サービスの利用者のICTリテラシー向上に関する定期的な意見交換、教育教材の共同開発、教育・普及啓発イベントの共催・後援など。		行っていません
91	13-2	教育機関・普及啓発機関や消費者団体・利用者団体との連携・協力に向けた取組に際し、支援となっているものがございましたら、詳細御教示下さい。		行っていません
92	13-3	その他、日本国内における対象サービスの利用者のICTリテラシー向上の観点から行っている具体的な取組(※)があれば、詳細御教示下さい。 ※ 例えば、教材作成、普及啓発活動など。		行っていません
93	14-1	上記10で御回答頂いたもののほか、対象サービスに関連して、日本国内に所在する研究機関・研究者・アカデミア(※1)との間で、特に認知科学、心理学、情報工学、計算社会科学、法学などの分野において連携・協力に向けた取組(※2)を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。 ※1 日本国内で活動しているものを含みます。 ※2 例えば、情報共有、資金援助、共同開発その他の技術提供・実証、イベントの共催・後援など。		ブログでは行っていません
94	14-2	研究機関・研究者・アカデミアとの連携・協力に向けた取組に際し、支援となっているものがございましたら、詳細御教示下さい。		ビッグパーティの場合は、「未成年者に対するメディアの健全化」の取り組みを行っております。専用の体制を立てて研究機関と連携して未然防止策の実施や、ユーザーの音楽などを行っております。
95	14-3	研究機関や研究者等向けに、対象サービス上の情報流通の状況に関する実データやAIを開発して提供している場合は、提供先その他の詳細(※)を御教示下さい。 ※ 例えば、提供開始(予定)時期、対象の層等の提供条件など。		行っていません
96	14-4	Q14-3で提供していない場合において、過去に提供していたことがある場合は、提供先、提供期間及び提供を終了した理由を御教示下さい。		実績はありません
97	14-5	Q14-3で提供していない場合(※1)において、将来に提供を開始(再開)することの可否についてお考えをお聞かせ下さい。		予定はありません
98	14-6	その他、対象サービスに関連した研究開発の推進の観点からの具体的な取組(※)があれば、詳細御教示下さい。 ※ 例えば、電子決済技術の開発、ディープフェイク検知・対抗技術の開発、自動ファクトチェック技術の開発など。		社内での研究組織にデータ提供の可能性はあります
99	15-1	サイバーセキュリティ関係機関(※1)との間で、対象サービスに関連して連携・協力に向けた取組(※2)を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。 ※1 日本国内に向けたサービスを提供する等の活動をしているものを含みます。 ※2 例えば、情報共有、資金援助、共同開発その他の技術提供・実証、イベントの共催・後援など。		フィッシングサイトの停止に関わる対応で、フィッシング対策協議会やJPCERT/CCに協力頂いています。
100	15-2	サイバーセキュリティ関係機関との連携・協力に向けた取組に際し、支援となっているものがございましたら、詳細御教示下さい。		特になし

no.	Q	質問	小質問	最終回答
101	15-3	その他、対象サービス上の対象偽・誤情報の流通・拡散への対応として、サイバーセキュリティ対策との連携の観点から行っている具体的な取組(ISACへの参加など)があれば、詳細御指示下さい。		偽・誤情報の流通・拡散への対応に特化した取り組みではありませんが、CyberAgent CSIRTの活動として日本シーサート協議会、FIRST (Forum of Incident Response and Security Teams)に加入して情報収集をおこなっています。
102	16-1	日本の行政機関や地方公共団体等との連携・協力に向けた取組(※)を行っている場合は、その詳細を御指示下さい。 ※ 例えば、情報共有、対象サービス上のコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援、官民連携会議(米国における Global Internet Forum to Counter Terrorism (GIFST)や選挙の integrity に関するワーキンググループ (https://perma.cc/JCSV-AMARG)に相当するものなど)の設置など。		行っていません
103	16-2	行政機関や地方公共団体等との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているものがございましたら、詳細御指示下さい。		—
104	17-1	国際機関や専門機関等との連携・協力に向けた取組(※)を行っている場合は、その詳細を御指示下さい。 ※ 例えば、情報共有、対象サービス上のコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援など。		—
105	17-2	国際機関や専門機関等との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているものがございましたら、詳細御指示下さい。		—
106	17-3	その他、国際連携の観点から行っている具体的な取組(国際会議への出席など)があれば、詳細御指示下さい。		—
107	18-1	日本国内に所在するその他のコンテンツ制作主体(※)との間で連携・協力に向けた取組を行っている場合は、その詳細を御指示下さい。 ※1 ジーナリスト、クエスタ、ネットメディアなど。日本国内で活動しているものを含みます。 ※2 例えば、情報・ノウハウの共有、資金援助、人材交流、対象サービス上のコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援など。		行っていません
108	18-2	日本国内に所在する他の電気通信事業者(※)との間で、ゼロレーティングサービスの享受などを通じた連携を行っている場合は、その詳細を御指示下さい。 ※ 日本国内で事業を運営しているものを含みます。		行っていません
109	18-3	日本国内に所在する他のプラットフォーム(※1)事業者やメタバース関連事業者(※2)と連携・協力に向けた取組(※3)を行っている場合は、その詳細を御指示下さい。 ※1 SNS、検索サービス、動画共有サービス、ブログ・掲示板、ニュースポータル、キュレーションなど。 ※2 日本国内で事業を運営しているものを含みます。 ※3 例えば、情報共有、技術提携・実証、人材育成・交流、イベントの共催・後援など。		行っていません
110	18-4	Q18-1~18-3のステークホルダーとの連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているものがございましたら、詳細御指示下さい。		ありません
111	19-1	以上御回答頂いたほか、偽・誤情報の流通・拡散への対策をはじめ、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた貴社の取組として共有可能なものがございましたら、当該取組の詳細(※1)を御指示下さい(※2)。 ※1 例えば、当該取組を実施するに至った背景・課題、当該取組による効果など。 ※2 この質問への御回答内容は、前記【御回答に当たっての留意事項】(3)のとおり、本検討会において「偽・誤情報対策に係る取組事例集(仮称)」としてとりまとめ、公開させて頂く予定です。		9-1と同様ですが規約に基づき違反をしたプロガーは収益配分権利を剥奪します。 また以下のような取り組みも行っていきます。 ・真偽不明情報への注意喚起(https://ameba.esa.io/posts/9303) ・誤情報偽情報リスクの高いブログを主要回遊待から除外(偽誤情報に限らず、健全性を脅かす恐れのあるコンテンツ全般)
112	20-1	以上御回答頂いたほか、デジタル空間における情報流通の健全性確保に関する課題や今後の対応にあたっての基本的な考え方、具体的な方策などについて、御意見や補足等ございましたら御指示下さい。		偽・誤情報及び、偽・誤情報流通拡散の定義を総務省のガイドラインとして明確にしてプラットフォームや事業者側が参照できるようにしていただけると今後の全般的サービス運営がやりやすくなるのでご検討いただきたいと思います。